

## 大同大学奨学寄付金取扱規程

(平成8年4月1日制定)

(趣旨)

**第1条** 大同大学(以下「本学」という。)における奨学寄付金の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(定義)

**第2条** 本規程において「奨学寄付金」とは、本学の教育研究の援助を目的とし、特定の教育職員を指定して本学に寄付される寄付金をいう。

(受入れの原則)

**第3条** 奨学寄付金は、本学の教育研究及び運営に支障を生じるおそれがないと認められるもので、かつ本学の定める産学交流倫理基準に反しないものであることを要する。

(申込み)

**第4条** 奨学寄付金を申し込む者は、原則として、所定の奨学寄付申込書を学長に提出するものとする。

2 奨学寄付申込書には、目的、条件、金額、対象などを記載するものとする。

(受入れの決定及び通知)

**第5条** 奨学寄付金の受入れは、大同大学研究・社会連携推進委員会(以下「委員会」という。)の審議を経て、学長が決定する。

2 前項の決定があつたとき、その結果を申込者に通知するものとする。

(経理)

**第6条** 奨学寄付金は、学校法人大同学園に収納するものとし、管理費等として5%を差し引いた額を当該教育職員に研究費として交付するものとする。

2 前項に定める管理費等は、大学の運営経費に充てるものとする。

3 研究費の支出は、3年度を超えることはできない。ただし、3年度経過後残金がある場合には、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 残金が3万円以上の場合には、委員会の審議を経て繰り延べることができる。

(2) 残金が3万円未満の場合には、大学の研究資金として、研究の用に供する。

(事務局)

**第7条** 奨学寄付金の受け入れに関する事務は、研究・社会連携推進室が行う。

附 則

**第1条** この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

**第1条** この改正規程は、平成9年10月1日から施行する。

附 則

**第1条** この改正規程は、平成12年7月19日から施行する。

附 則

**第1条** この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

**第1条** この改正規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

**第1条** この改正規程は、平成21年4月1日から施行する。(平成21年4月1日校名変更)

附 則

**第1条** この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

**第1条** この改正規程は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

**第1条** この改正規程は、2022年4月1日から施行する。